

農業の構造改革に向けて

平成19年4月11日

農 林 水 産 省

農業の体質強化に向けた農政改革の取組方向

- 食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）の目指す姿
平成27年に、効率的・安定的な経営体が経営する農地が全体の7～8割を占める農業構造の確立など

担い手への農地集積等は着実に進んでいるが、上記目標水準の達成のためには、担い手の経営発展に向けた条件の整備を更に加速化する必要

経営所得安定対策等大綱（H17年10月）

19年度から21年度を第1期として、以下の3対策をセットで導入

「米政策改革推進対策」

農業者・農業者団体が主体となる米需給調整システムへの移行、産地・品種別の販売価格の公表等

「品目横断的経営安定対策」

幅広い農業者を一律に対象とする施策体系の見直しによる経営者の創意工夫の発揮とニーズに応えた生産の促進

「農地・水・環境保全向上対策」

地域の生産資源の保全

「消費者ニーズを起点として、担い手が市場を通して需要を鋭敏に感じ取り、様々な需要に即応した生産を行う消費者重視・市場重視の姿」を22年度に実現

- こうした政策方向を、担い手を含む地域の関係者全体が明確に共有し、地域の生産・構造改革に取り組むことが重要

平成22年度からの次のステージへの確実な移行の実現と改革のスピードアップに向けて、さらに多面的なアプローチ

○農地政策の面から担い手の経営発展を加速化

- ・農地政策改革
 - －担い手への農地の面的集積の加速化を可能とする仕組みの構築
 - －担い手による農地の安定的利用の確保、農地関連情報の提供体制の整備

○需給情報や市場シグナルを農業経営者が受け止め、経営判断に生かすことができる環境を整備

- ・米の価格・販売状況等についての生産者への情報提供の推進
- ・農協系統における、共同計算運営に係る情報の組合員への開示や早期清算などの推進 等

政策をパッケージとして提示

- 担い手の経営発展のための農地政策改革の具体的内容を中心に、農政改革の次のステージへの移行のための政策の全体像を工程表とともに体系的に分かりやすく提示
- 本年秋を目処にとりまとめ

国際的な食料事情の変化に対応した新たな食料戦略の確立

- 食料は人間の生命の維持に欠くことのできない最も基礎的な物資であり、いついかなる時にも、国民に最低限の食料を供給し、「食料安全保障」を確保していくことが重要な課題。
- 食料・農業・農村基本法では、国民に対する食料の安定供給の確保については、海外からの供給に安易にゆだねるべきではないとして、国全体の基本方針として、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせる」という考え方を明記。
- 世界の食料需給については、バイオ燃料用原料需要の増大や途上国の経済成長など変化の兆しが見られ、将来的にはひっ迫する可能性が指摘されていることを踏まえ、「21世紀新農政2007」において、①食料をめぐる状況や世界の食料需給見通し等の把握・分析体制を整備すること、②食料をめぐる諸問題や「食料安全保障」のあり方についての国民的な議論の枠組みを設けることを表明したところ。

途上国を中心とした人口増加と、所得水準の向上などによる畜産物・油脂類等の需要の増加

- ・世界人口は2050年には現在の1.4倍の91億人
- ・畜産物の生産に必要な飼料用穀物の需要が増加

地球温暖化をはじめとする不確定要因による農業生産への影響の懸念

- ・21世紀末の平均気温は1.1～6.4℃上昇と予測
- ・毎年500万haが砂漠化
- ・単収の伸びの鈍化
(1960年代3% → 最近1.5%)

世界的なバイオ燃料への需要の高まりによる食料生産とエネルギー原料生産との競合

- ・米国大統領一般教書において2017年までに年間350億ガロンの再生燃料等使用を明言
- ・とうもろこし等穀物価格の高騰

国際的な食料事情の変化
新たな食料戦略が必要

食料をめぐる状況や世界の食料需給の見通しなどについて客観的に把握・分析（国際食料問題研究会）
その成果を踏まえ、幅広い各界の有識者からなる国民食料会議（仮称）の議論を通じて、食料をめぐる諸問題について国民全体で認識を共有

農業に従事する外国人について

- 永住者等も含めた外国人の農業就業者は9,501名（H17国勢調査結果による）。うち8割が雇用者、2割が業主及び家族従事者であり、家族従事者の占める割合が高いことが特徴。また、これら雇用者のうちには、技能実習生も含まれる。
- 外国人研修・技能実習制度は、途上国等の人材育成を目的とした制度であり、就労を目的とするものではないが、一部では制度の目的に反し、労働者として残業を行わせるといった事例も見られ、不適正な研修の適正化が求められているところ。
- 研修の実施・管理体制が不十分な受入れ機関もあり、受入れ体制の整備が必要。
- なお、外国人研修・技能実習制度については、農繁期と農閑期の存在等、農業分野特有の課題もあり、農業の実態にあった研修を行えないとの指摘もあることから、研修の適正化を図る観点からも、必要な制度の見直しについて検討を行う。

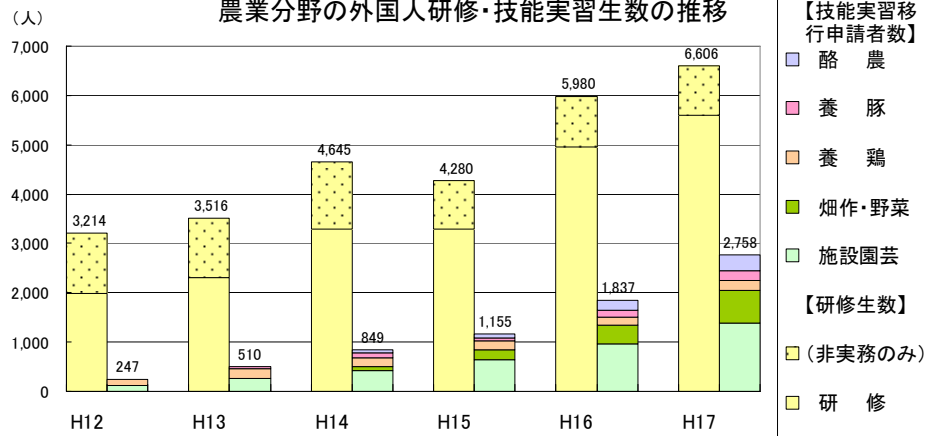
外国人農業従事者の状況

（資料：国勢調査）

| | 総数 | 性別 | | 従業上の地位 | | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | | 男 | 女 | 雇用者 | うち常雇 | 役員・業主 | 家族従事者 |
| 平成12年 | 4,678 | 2,245 | 2,433 | 3,213 | 1,730 | 353 | 1,109 |
| 平成17年 | 9,501 | 4,234 | 5,267 | 7,509 | 4,494 | 372 | 1,617 |

外国人研修生等の推移

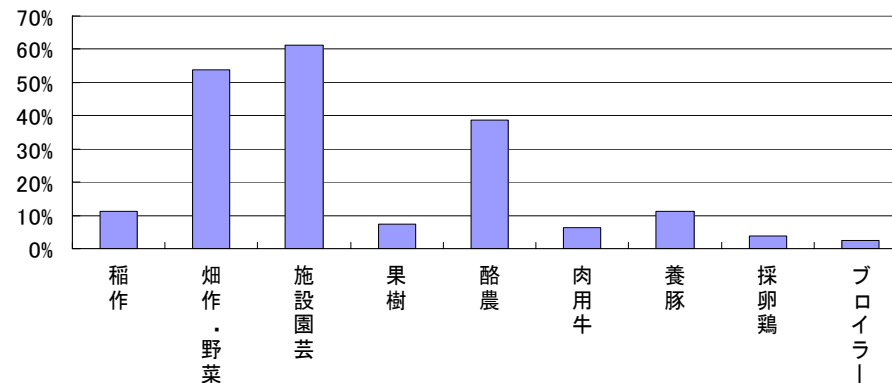
農業分野の外国人研修・技能実習生数の推移



- ・研修(左グラフ)...1年以内の期間で技能等の修得を行うもの。(在留資格: 研修)
- ・技能実習(右グラフ)...研修期間とあわせて3年以内の期間で雇用関係の下、実践的かつ実務的に技能修得を行うもの。(在留資格: 特定活動)

外国人研修生の受入れ状況

研修生・技能実習生を受入れている業種・作業



(H17年度に研修生等の受入れを行っているJA(80)における受入れ業種等の割合)

〔農業分野の研修に関する改善要望例〕

- ・研修時間は基本的に1ヶ月以内の期間で平均し週40時間以内とされており、農繁期であってもそれを超える作業に従事できない
- ・技能は年間を通じた研修により徐々に向上していくものとされており、農閑期に作業がない作目や地域では、技能実習に移行できない
- ・農産物の高付加価値化のための農産加工など、経営改善のための工夫が、研修目的外の作業への従事と見なされる場合がある
- ・研修生の受入れ人数枠が、農業は2名以下となっており、他産業の中小企業(常勤職員50人以下の企業で3名以下)との整合性がとられていない